

<報道発表資料>

延 長

(配布日：令和7年6月12日)

(応募期間変更 令和7年5月19日(月)～~~令和7年6月6日(金)~~令和7年7月18日(金))

令和7年5月19日

京都市保健福祉局障害保健福祉推進室

京都市手話言語条例推進方針等に係る懇話会

市民公募委員の募集

京都市では、平成28年4月に施行した「京都市手話言語がつなぐ心豊かな共生社会を目指す条例」(以下「手話言語条例」という。)に基づき、手話に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための「推進方針」を定め、全ての人が相互に人格と個性を尊重することを基本理念に、手話に対する理解の促進及び手話の普及に取り組んでいます。

この度、市民の皆様の御意見を取り入れながら手話言語条例の理念実現に向けた取組の推進について審議する「京都市手話言語条例推進方針等に係る懇話会」に、市民公募委員として御参加いただける方を募集します。

【募集概要】

●募集人数

1名

●委員の任期

就任の日から2年間(就任予定時期：令和7年7月頃)

●応募資格

就任の日の時点において、次の全てを満たす方

- (1) 本市市内に居住又は通勤、通学する方
- (2) 18歳以上の方
- (3) 国、地方公共団体の議員又は常勤の公務員でない方
- (4) 日本語又は手話により意見交換が可能な方
- (5) 本市の他の審議会等に2つ以上、公募委員として参画していない方
- (6) 原則として、平日に開催される懇話会に出席できる方(年1～2回程度)

- 募集期間 令和7年7月18日（金）
令和7年5月19日（月）から~~令和7年6月6日（金）~~（必着）

●応募方法

次の書類を郵送、FAX又はメールにより提出してください。

ア 市民公募委員応募用紙

イ 作文（テーマ：「手話の更なる普及に向けた課題と前進策について」、800字以内、様式自由）

※ 応募用紙は、各区役所・支所、障害保健福祉推進室にて配布します。

また、以下URLからもダウンロードできます。

右の二次元コードからもアクセス可能です。

<https://www.city.kyoto.lg.jp/hokenfukushi/page/0000340844.html>



※ メールにより提出する場合は、件名を「市民公募委員応募」としてください。

※ 応募書類は返却しませんので、御了承ください。

●選考

応募書類をもとに選考します。場合により面接を行うことがあります。選考結果は令和7年~~6~~7月中に応募者全員に通知します。

なお、選考に関するお問い合わせには一切お答えできませんので、御了承ください。

●報酬

懇話会への出席ごとに、委員謝礼（税別 10,000 円／回）をお支払いします。

●応募先・お問合せ先

〒604-8571 京都市中京区上本能寺前町488 分庁舎4階

京都市保健福祉局障害保健福祉推進室

電話：075-222-4161 FAX：075-251-2940

メール：syogai@city.kyoto.lg.jp

<参考 京都市手話言語条例推進方針等に係る懇話会について>

（1）目的

「京都市手話言語がつなぐ心豊かな共生社会を目指す条例に基づく手話に関する施策の推進方針」の策定や実施について幅広い御意見を伺う。

（2）委員数

17名

（3）構成委員

学識経験者、手話関係団体 等